

新型コロナウイルス感染症に伴う 固定資産税・都市計画税の 軽減措置

松江市への申請には 認定支援機関の確認書が必要です

この制度は、連続する3か月の売り上げを前年と比較して30%以上減少している場合に、令和3年度分の固定資産税・都市計画税を軽減するものです。

※30%以上～50%未満（軽減率：1/2）、50%以上（軽減率：全額）

申告書様式

申告書は松江市ホームページよりダウンロードし、両面印刷してご使用ください。

※検索ワード「松江市固定資産税・都市計画税の軽減措置」

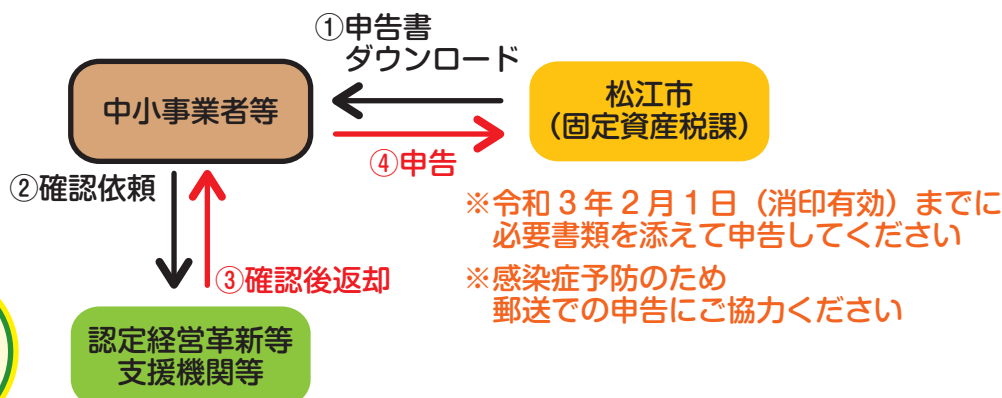


必要書類

- <必須>
- ・裏面の「申出書（記入・押印済）」
 - ・同封の「申告書（原本）」
 - ・収入が減少したことを確認できる書類（写し）【法人の場合：法人事業概況説明書】
※決算書、試算表など月別売り上げがわかるもの
- <該当>
- ・事業用家屋を所有する場合は、「（別紙）特例対象資産一覧」
 - ・特例対象家屋の事業専用割合を確認できる書類 ※課税明細
 - ・収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合は、猶予の金額や機関等を確認できる書類

申告方法

- 申告書の内容について「認定経営革新等支援機関等（税理士、公認会計士、商工会議所など）」の確認を受けます。
- 確認を受けた「申告書（原本）」と「支援機関等に提出した書類（写し）」を松江市固定資産税課へ提出してください。



いつでも
お気軽に
ご相談ください

相談・受付

認定経営革新等支援機関

〒690-0886 松江市母衣町 55-4

松江商工会議所 経営支援課

TEL：0852-32-0506

FAX：0852-32-9471

相談・受付期間

令和2年12月28日(月)まで